

青森県東部海区・西部海区（陸奥湾沿岸域を除く） 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
東区第1号	階上漁業協同組合	青森県三戸郡階上町大字道仏字榊、字道仏及び字小舟渡地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第1号（青森県三戸郡階上町大字道仏字廿一、階上灯台基部に設置した標柱）から真方位347度30分640メートルの点 イ 基点東区第1号から真方位328度550メートルの点 ウ 基点東区第1号から真方位320度30分1,640メートルの点 エ 基点東区第1号から真方位327度30分1,660メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業、ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	青森県三戸郡階上町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第2号	階上漁業協同組合	青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇、字荒谷及び字浜久保地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第3号（青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位66度30分1,040メートルの点 イ 基点東区第2号（榊漁港船揚場西端）から真方位37度850メートルの点 ウ 基点東区第2号から真方位28度30分460メートルの点 エ 基点東区第3号から真方位78度30分640メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業、ほや垂下式養殖業	同上	同上	団体	青森県三戸郡階上町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第3号	八戸市南浜漁業協同組合	青森県八戸市大字金浜字塩竈地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第3号（青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位11度30分1,500メートルの点 イ 基点東区第3号から真方位29度30分1,270メートルの点 ウ 基点東区第3号から真方位22度30分920メートルの点 エ 基点東区第3号から真方位0度30分1,240メートルの点		同上	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県八戸市大字鮫町字姥懷、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ンコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第4号	八戸市南浜漁業協同組合	青森県八戸市大字鮫町字大作平地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第4号（青森県八戸市大字鮫町字大作平、大島東端に設置した標柱）イ アから真方位52度30分350メートルの点 ウ アから真方位105度30分620メートルの点 エ アから真方位145度30分500メートルの点		同上	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県八戸市大字鮫町字姥懷、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ンコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第5号	八戸市南浜漁業協同組合	青森県八戸市大字鮫町字高岩（通称法師浜）地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第7号（青森県八戸市大字鮫町字遙望石崎東端に設置した標柱）から真方位59度30分400メートルの点 イ 基点東区第7号から真方位93度30分560メートルの点 ウ 基点東区第7号から真方位136度30分360メートルの点 エ 基点東区第7号から真方位93度30分80メートルの点		同上	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県八戸市大字鮫町字姥懷、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ンコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第6号	八戸市南浜漁業協同組合	青森県八戸市大字鮫町字種差地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第7号（青森県八戸市大字鮫町字遙望石崎東端に設置した標柱）から真方位348度720メートルの点 イ 基点東区第7号から真方位5度30分480メートルの点 ウ 基点東区第7号から真方位314度30分300メートルの点 エ 基点東区第7号から真方位314度30分600メートルの点		同上	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県八戸市大字鮫町字姥懷、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ンコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第7号	八戸市南浜漁業協同組合	青森県八戸市大字鮫町字赤コウ（通称深久保）地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第7号（青森県八戸市大字鮫町字遙望石崎東端に設置した標柱）から真方位326度30分1,700メートルの点 イ 基点東区第7号から真方位338度900メートルの点 ウ 基点東区第7号から真方位314度30分780メートルの点 エ 基点東区第7号から真方位314度30分1,680メートルの点		同上	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県八戸市大字鮫町字姥懷、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ンコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第8号	八戸市南浜漁業協同組合	青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字館越（通称白浜）地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第3号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位54度30分1,000メートルの点 イ 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点 ウ イとクを結ぶ直線上のイから2,000メートルの点 エ ウから真方位234度30分500メートルの点 オ 基点第2号（青森県三戸郡と青森県八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位63度30分300メートルの点 カ オから真方位81度30分400メートルの点 キ カから真方位7度30分330メートルの点 ク キから真方位50度30分1,800メートルの点		同上	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県八戸市大字鮫町字姥懷、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ンコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第9号	八戸鮫浦漁業協同組合	青森県八戸市大字鮫町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第10号（青森県八戸市大字鮫町、燕島北端に設置した標柱）から真方位327度30分250メートルの点 イ 基点東区第10号から真方位31度30分520メートルの点 ウ 基点東区第10号から真方位65度480メートルの点 エ 基点東区第10号から真方位147度30分230メートルの点		同上	こんぶ・まつも・わかめ・すじめ延縄式養殖業、ほや垂下式養殖業	同上	同上	団体	青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字先祖ヶ久保、字上手代森、字ハン木沢、字ハンノ木沢、字蠟子、字下手代森、字西子沢、字大開、字繕久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保、字小舟渡平、字古馬屋、字鉄砲平及び字山四郎跡目	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第10号	白糠漁業協同組合	青森県下北郡東通村大字白糠地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第11号（青森県下北郡東通村大字白糠、白糠漁港白糠地区—3.0メートル岸壁東防波堤先端部南東端）から真方位207度70メートルの点 イ 基点東区第11号から真方位198度70メートルの点 ウ 基点東区第11号から真方位198度10メートルの点 エ 基点東区第11号から真方位250度15メートルの点		同上	あわび垂下式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡東通村大字白糠	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第11号	小田野沢漁業協同組合	青森県下北郡東通村大字小田野沢地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第12号（青森県下北郡東通村大字小田野沢、通称鯨川左岸北側の防潮堤上に設置した標柱）から真方位97度30分355メートルの点 イ アから真方位97度30分200メートルの点 ウ イから真方位13度30分50メートルの点 エ アから真方位13度30分50メートルの点		同上	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡東通村大字小田野沢	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第12号	関根浜漁業協同組合	青森県むつ市大字関根地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ（基点東区第13号から600メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位32度30分1,500メートルの点 イ 基点東区第13号（青森県むつ市大字関根、根古基川尻から400メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位32度30分1,500メートルの点 ウ 基点東区第13号から真方位32度30分700メートルの点 エ オから真方位32度30分700メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大字関根	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
東区第13号	関根浜漁業協同組合	青森県むつ市大字関根地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県むつ市大字関根、出戸川河口左岸に設置した標柱)から真方位45度30分1,500メートルの点 イ 基点東区第14号(青森県むつ市大字関根字前浜44番地65号地先の通称関根浜斜路に設置した標柱)から真方位45度30分1,500メートルの点 ウ 基点東区第14号から真方位45度30分700メートルの点 エ オから真方位45度30分700メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大字関根	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第14号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町正津川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第16号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位47度30分1,120メートルの点 イ 基点東区第16号から真方位69度1,250メートルの点 ウ 基点東区第16号から真方位101度550メートルの点 エ 基点東区第16号から真方位47度30分300メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第15号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町正津川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第16号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位340度1,180メートルの点 イ 基点東区第16号から真方位15度30分600メートルの点 ウ 基点東区第16号から真方位336度30分400メートルの点 エ 基点東区第16号から真方位329度1,120メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第16号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町正津川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第16号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位22度30分2,420メートルの点 イ 基点東区第16号から真方位46度20分2,270メートルの点 ウ 基点東区第16号から真方位47度40分1,770メートルの点 エ 基点東区第16号から真方位17度1,960メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第17号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町上野地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第20号(青森県むつ市大畑町上野、大畑漁港第3東防波堤先端部)から真方位199度30分120メートルの点 イ 基点東区第20号から真方位205度30分160メートルの点 ウ 基点東区第20号から真方位192度200メートルの点 エ 基点東区第20号から真方位181度30分170メートルの点		同上	ほや垂下式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第18号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町上野地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア イから真方位313度420メートルの点 イ 基点東区第20号(青森県むつ市大畑町上野、大畑漁港第3東防波堤先端部)から真方位104度1,730メートルの点 ウ 基点東区第20号から真方位120度30分1,550メートルの点 エ ウから真方位313度420メートルの点		同上	さけ・ます小割式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第19号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町二枚橋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア イから真方位320度30分300メートルの点 イ 基点東区第21号(青森県むつ市大畑町二枚橋、下秋川左岸から100メートル北側の海浜に設置した標柱)から真方位37度30分600メートルの点 ウ 基点東区第21号から真方位37度30分400メートルの点 エ ウから真方位320度30分300メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第20号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町二枚橋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第22号(青森県むつ市大畑町二枚橋、三右衛門沢右岸に設置した標柱)から真方位10度1,800メートルの点 イ 基点東区第22号から真方位44度30分1,500メートルの点 ウ 基点東区第22号から真方位47度30分1,020メートルの点 エ 基点東区第22号から真方位0度30分1,360メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第21号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町鷹ノ巣地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(基点東区第23号(青森県むつ市大畑町鷹ノ巣沢左岸に設置した標柱)から真方位25度30分700メートルの点)から真方位295度30分50メートルの点 イ オから真方位115度30分50メートルの点 ウ カ(基点東区第23号から真方位25度30分500メートルの点)から真方位115度30分50メートルの点 エ カから真方位295度30分50メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第22号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町木野部地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第24号(青森県むつ市大畑町木野部、木野部漁港防波堤突端)から真方位32度30分600メートルの点 イ アから真方位122度30分100メートルの点 ウ エから真方位122度30分100メートルの点 エ 基点東区第24号から真方位32度30分400メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第23号	大畑町漁業協同組合	青森県むつ市大畑町木野部地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア イから真方位325度30分200メートルの点 イ 基点東区第25号(青森県むつ市大畑町木野部、木野部川左岸から93メートル北側の海浜に設置した標柱)から真方位42度30分700メートルの点 ウ 基点東区第25号から真方位42度30分400メートルの点 エ ウから真方位325度30分200メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県むつ市大畑町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第24号	風間浦漁業協同組合	青森県下北郡風間浦村大字易国間地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(基点東区第26号から180メートル西側に設置した標柱)から真方位0度140メートルの点 イ 基点東区第26号(青森県下北郡風間浦村大字易国間字ノ畑、菅ノ尻沢左岸から450メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位0度180メートルの点 ウ 基点東区第26号から真方位0度120メートルの点 エ オから真方位0度80メートルの点		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡風間浦村大字易国間	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
東区第25号	風間浦漁業協同組合	青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第27号(青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字根戸内、根戸内沢尻から北西へ250メートルにある路側帯駐車場に設置した標柱)から真方位356度1,100メートルの点 イ 基点東区第27号から真方位41度640メートルの点 ウ 基点東区第27号から真方位40度540メートルの点 エ 基点東区第27号から真方位351度30分1,050メートルの点		同上	こんぶ・がごめ・わかめ延縄式養殖業、ほや垂下式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡風間浦村大字蛇浦	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
東区第26号	風間浦漁業協同組合	青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点東区第28号(蛇浦漁港護岸西角)から真方位340度30分710メートル(主消波堤陸側の西端)の点 イ アから真方位233度130メートルの点 ウ エから真方位233度130メートルの点 エ 基点東区第28号から真方位350度490メートル(主消波堤陸側の東端)の点		同上	あわび・うに垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡風間浦村大字蛇浦	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
東区第27号	佐井村漁業協同組合	青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、宇古佐井及び宇黒岩地先	次の基点東区第29号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点東区第29号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱 ア 基点東区第29号から真方位270度30分550メートルの点 イ ウから真方位312度30分700メートルの点 ウ 青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井黒岩に設置した標柱		同上	あわび・ほや・ほたてがい垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、宇古佐井及び宇黒岩	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
東区第28号	佐井村漁業協同組合	青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦地先	次の基点東区第30号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点東区第30号 アから真方位157度30分の線と最大高潮時海岸線の交点 ア 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、弁天島に設置した標柱 イ アから真方位292度30分200メートルの点 ウ カ(青森県下北郡佐井村大字佐井字矢越、矢越崎に設置した標柱)から真方位292度30分200メートルの点 エ オから真方位292度30分100メートルの点 オ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下ノ崎に設置した標柱		同上	あわび・ほや・ほたてがい垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
東区第29号	佐井村漁業協同組合	青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先	次の基点東区第31号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点東区第31号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、一ツ仏に設置した標柱 ア 基点東区第31号から真方位292度30分400メートルの点 イ ウから真方位292度30分300メートルの点 ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝小細間、下ノ崎に設置した標柱		同上	あわび・ほや・ほたてがい垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
東区第30号	佐井村漁業協同組合	青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先	次の基点東区第32号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点東区第32号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝ハマツブレに設置した標柱 ア 基点東区第32号から真方位292度30分500メートルの点 イ ウから真方位292度30分200メートルの点 ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱		同上	あわび・ほや・ほたてがい垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
東区第31号	佐井村漁業協同組合	青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 佐井漁港北防波堤陸側北東端から真方位200度235メートルの点 イ アから真方位151度50メートルの点 ウ イから真方位241度40メートルの点 エ ウから真方位331度50メートルの点		同上	かれい小割式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡佐井村	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
東区第32号	佐井村漁業協同組合	青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 佐井漁港北防波堤陸側北東端から真方位223度327メートルの点 イ アから真方位154度64メートルの点 ウ イから真方位244度159メートルの点 エ ウから真方位334度40メートルの点 オ エから真方位64度40メートルの点 カ オから真方位336度11メートルの点		同上	かれい小割式養殖業	同上	同上	団体	青森県下北郡佐井村	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
西区第1号	大間越漁業協同組合	青森県西津軽郡深浦町大字大間越字覚地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字大間越字覚、覚崎沖のコブタイ島に設置した標柱)から真方位234度30分300メートルの点 イ アから真方位352度30分500メートルの点 ウ イから真方位82度30分250メートルの点 エ アから真方位82度30分250メートルの点		第一種区画漁業	わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	青森県西津軽郡深浦町大字大間越	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
西区第2号	深浦漁業協同組合	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 深浦港西防波堤北東端から真方位194度60メートルの点 イ アから真方位223度350メートルの点 ウ イから真方位98度60メートルの点 エ ウから真方位65度180メートルの点 オ エから真方位20度100メートルの点		同上	さけ・ます小割式養殖業	同上	同上	団体	青森県西津軽郡深浦町大字深浦	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点、イの点、ウの点、エの点及びオの点に、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第3号	深浦漁業協同組合	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 深浦港西防波堤北東端から真方位194度60メートルの点 イ アから真方位223度350メートルの点 ウ イから真方位98度440メートルの点 エ ウから真方位305度180メートルの点		同上	あわび垂下式養殖業、わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県西津軽郡深浦町大字深浦	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② アの点及びイの点に、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第4号	新深浦町漁業協同組合	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第4号(深浦町大字関字豊田小童子橋右岸下流橋台に設置した標柱)から真方位350度40分1,040メートルの点 イ アから真方位180度230メートルの点 ウ イから真方位270度510メートルの点 エ オから真方位180度174メートルの点 オ アから真方位270度600メートルの点		同上	さけ・ます小割式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。 ② イの点、ウの点及びエの点に、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第5号	下前漁業協同組合	青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 青森県北津軽郡中泊町立松島に設置した標柱から真方位92度30分800メートルの点 イ アから真方位105度230メートルの点 ウ イから真方位195度30メートルの点 エ ウから真方位285度30分230メートルの点		同上	こんぶ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前、字長坂、字白倉、字梨子木平、字淵岩、字中間、字漆流及び字尾崎道	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
西区第6号	小泊漁業協同組合	青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山及び南小泊山国有林野地先	次の基点西区第5号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点西区第5号 青森県北津軽郡中泊町カメ沢下角に設置した標柱 ア 基点西区第5号から真方位292度30分300メートルの点 イ 青森県北津軽郡中泊町穴間崎に設置した標柱から真方位292度30分300メートルの点 ウ エから真方位322度30分300メートルの点 エ 青森県北津軽郡中泊町折腰内川左岸に設置した標柱		同上	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	同上	同上	団体	青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊、字砂山、字浜野、字朝間、字山崎、字鮫貝、字稲荷、字水洞、字坊主沢、字大山長根、字嗽沢、字割長根、字整上、字折戸、字長坂、字裏内	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区(※)	条件
西区第110号	後潟漁業協同組合	青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第52号(東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱)から真方位80度30分4.560メートルの点 イ 基点第53号(青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱)から真方位82度4.240メートルの点 ウ 基点第53号から真方位82度850メートルの点 エ 基点第52号から真方位80度30分1.270メートルの点	同上	ぼたてがいい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② アとエとを結ぶ直線及びイとウとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。 ③ アとエとを結ぶ直線上の水路口の南側の点(イとウとを結ぶ直線に接する水路口を除く。)に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにアとイとを結ぶ直線上の水路口の北側の点(アとエとを結ぶ直線に接する水路口を除く。)に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。 また、アとイとを結ぶ直線上の水路口の南側の点(イとウとを結ぶ直線に接する水路口を除く。)、アとイとを結ぶ直線上の水路口の北側の点(アとエとを結ぶ直線に接する水路口を除く。)の直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第111号	後潟漁業協同組合	青森市大字四戸橋及び大字後潟地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第114号(青森市大字四戸橋字磯部2 東側の海浜に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 イ オ(青森市大字後潟字平野18東側の海浜斜路北端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 ウ オから真方位80度30分200メートルの点 エ 基点西区第114号から真方位80度30分200メートルの点	同上	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	同上	団体	青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② 漁業時期を超えて施設を放置してはならない。
西区第112号	後潟漁業協同組合	青森市大字後潟地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第115号(青森市大字後潟字平野18東側の海浜斜路南端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 イ オ(青森市大字後潟字大東1東側の海浜船着増基部に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 ウ オから真方位80度30分200メートルの点 エ 基点西区第115号から真方位80度30分200メートルの点	同上	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	同上	団体	青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② 漁業時期を超えて施設を放置してはならない。
西区第113号	後潟漁業協同組合	青森市大字小橋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第117号(青森市大字小橋字田川99東側の海浜斜路南端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 イ オ(青森市大字小橋字福田12東側の海浜斜路北端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 ウ オから真方位80度30分200メートルの点 エ 基点西区第117号から真方位80度30分200メートルの点	同上	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	同上	団体	青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② 漁業時期を超えて施設を放置してはならない。
西区第114号	後潟漁業協同組合	青森市大字小橋及び大字左堰地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第118号(青森市大字小橋字福田7東側の海浜斜路南端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 イ オ(青森市大字左堰字大科20東側の海浜斜路北端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 ウ オから真方位80度30分200メートルの点 エ 基点西区第118号から真方位80度30分200メートルの点	同上	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	同上	団体	青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② 漁業時期を超えて施設を放置してはならない。
西区第115号	後潟漁業協同組合	青森市大字左堰地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第119号(青森市大字左堰字大科18東側の海浜斜路南端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 イ 基点第53号(青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点 ウ 基点第53号から真方位80度30分200メートルの点 エ 基点西区第119号から真方位80度30分200メートルの点	同上	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	同上	団体	青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② 漁業時期を超えて施設を放置してはならない。
西区第116号	青森市漁業協同組合	青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から、 a、b、c、d及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 ア 基点第53号(青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱)から真方位82度4.240メートルの点 イ コ(青森市大字前田字中野、中野川右岸に設置した標柱)から真方位91度4.280メートルの点 ウ ス(青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱)から真方位55度30分3.850メートルの点 エ スから真方位55度30分4.093メートルの点 イ カから真方位9度20分7.31メートルの点 カ サ(基点第54号(青森市大字油川、新城川左岸に設置した標柱)から真方位46度30分2.700メートルの点)とウとを結ぶ直線上から180メートルの点 キ シン(基点第54号から真方位46 度30分850メートルの点)とクとを結ぶ直線上から650メートルの点 ク スから真方位55度30分850メートルの点 キ 基点第53号から真方位82度850メートルの点 a カとキを結ぶ直線上から678メートルの点 b カとキを結ぶ直線上から1.549メートルの点 c から真方位295度30分4.70メートルの点	同上	ぼたてがいい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	青森市小柳、本町、大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内及び大字新城	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② アとケとを結ぶ直線及びウとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路並びにウとエとを結ぶ直線を中心の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。 ③ ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点、a、b、c及びdの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ上の水路口の北側の点(アとケとを結ぶ直線に接する水路を除く。)、エ、オ及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。 また、アとエとを結ぶ直線上の水路口の南側の点、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第117号	青森市漁業協同組合	青森市港町二丁目から大字野内に至る地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア コから真方位17度30分1.700メートルの点 イ ノ(青森市大字八重田、武平川河口左岸)から真方位335度20分2.910メートルの点 ウ セ(青森市大字原野、野内川左岸に設置した標柱)から真方位316度30分3.100メートルの点 エ サス(青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻崎崎に設置した標柱)から真方位314度30分4.800メートルの点)とウとを結ぶ直線上から510メートルの点 オ シン(スから真方位314度30分1.700メートルの点)とカとを結ぶ直線上から400メートルの点 カ セから真方位163度30分1.900メートルの点 キ セから真方位316度30分1.000メートルの点 ク ソから真方位335度20分1.080メートルの点 ケ タ(青森市道通一丁目1番の北側護岸西端)から真方位350度30分1.000メートルの点 コ 基点西区第121号(青森市、堤ふ頭公園北東端)から真方位33度30分900メートルの点	同上	ぼたてがいい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	青森市西滝、港町、栄町、合満、造道、八重田、原別及び大字野内	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設 しなければならない。 ② ア、エ、オ及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及びエの各点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。 また、コ、ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第118号	青森市漁業協同組合	青森市大字久栗坂及び大字浅虫地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア キ(青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻崎崎に設置した標柱)から真方位314度30分4.800メートルの点 イ ク(青森市大字浅虫、横島西端に設置した標柱)から真方位288度30分5.200メートルの点 ウ クから真方位288度30分220メートルの点 エ ケ(青森市大字浅虫、湯ノ島北西端に設置した標柱)から真方位310度300メートルの点 オ ケから真方位220度300メートルの点 カ キから真方位314度30分900メートルの点	同上	ぼたてがいい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	青森市大字久栗坂及び大字浅虫	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② ア、イ、ウ及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及びケの各点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。 また、アとエとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区(※)	条件
西区第119号	平内町漁業協同組合	東津軽郡平内町大字土屋、大字浪打、大字茂浦、大字稲生、大字東田沢、大字佐牧、大字東津、大字湊所、大字赤子、大字清水川、大字口広及び大字狩場沢地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヤ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに次のA、B、C、D、E、F、G、H及びIの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア ヌ(東津軽郡平内町大字土屋、健郷集落入口から旧国道海側に設置されたガードレール東端部分)から真方位286度30分610メートルの点 イ マ(東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱)から真方位286度30分4,800メートルの点 ウ ヘ(東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱)から真方位286度4,820メートルの点 エ ヘから真方位15度4,500メートルの点 オ ツ(東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻崎崎に設置した標柱)から真方位36度4,950メートルの点 カ ハ(東津軽郡平内町大字東津、安井崎に設置した標柱)から真方位40度30分3,800メートルの点 キ カヌス(ノ(東津軽郡平内町大字赤子と大字清水川との境に設置した標柱)から真方位33度30分7,780メートルの点)とを結ぶ直線上又から150メートルの点 ク ケとネ(ノから真方位33度30分850メートルの点)とを結ぶ直線上ネから180メートルの点 ケ ケから真方位33度30分700メートルの点 コ 東津軽郡平内町大字湊所、小波岸堤第一岸突端から真方位50度30分630メートルの点 サ ハから真方位84度30分650メートルの点 シ ヒ(東津軽郡平内町大字白砂、白砂集落の南側を流れる川の右岸に設置した標柱)から真方位78度30分1,020メートルの点 エ フから真方位36度500メートルの点 イ マ(東津軽郡平内町大字東田沢、椿山神社海側に設置した標柱)から真方位38度30分740メートルの点 ツ ヘから真方位30分400メートルの点 タ ヘから真方位304度30分400メートルの点 チ 市(東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱)から真方位295度700メートルの点 ツ マから真方位286度30分300メートルの点 ツ マから真方位233度400メートルの点 ト モ(東津軽郡平内町大字茂浦、茂浦島北端に設置した標柱)から真方位58度30分550メートルの点 ナ ミ(東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱)から真方位263度30分300メートルの点 ニ ム(東津軽郡平内町大字土屋3の3に設置した標柱)から真方位288度30分600メートルの点 ヤ ユから真方位288度30分420メートルの点 A スとBとを結ぶ直線上又から150メートルの点 B I(基点第57号(東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱)から真方位37度30分3,800メートルの点)から真方位353度30分5,000メートルの点 C BとIとを結ぶ直線上Iから200メートルの点 D EとJ(基点第57号から真方位37度30分750メートルの点)とを結ぶ直線上Jから170メートルの点 E K(東津軽郡平内町大字狩場沢、堀差川の左岸に設置した標柱)から真方位82度880メートルの点	同上	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	東津軽郡平内町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② イとツとを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、オとスとを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、チとチから真方位294度30分の線とどつとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路及びへから真方位337度30分の線(臨野沢港第三防波堤灯台台を見通す線)とつととを結ぶ直線との交点とへから真方位337度30分の線とどつととを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。 ③ ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の北側の点及びウ、エ、オの各点を順次に結んだ線上の水路口の東側の各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、アの点、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点、ウ及びエの各点、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線上の水路口の西側の点、キ、ク、ム、B、C及びIの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにアの点、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点及びウの各点にレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第120号	野辺地町漁業協同組合	上北郡野辺地町字馬門地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア カ(基点第57号(東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱)から真方位37度30分3,900メートルの点)から真方位127度30分150メートルの点 イ カから真方位127度30分400メートルの点 ウ ク(上北郡野辺地町字馬門、近沢川左岸に設置した標柱)から真方位16度1,330メートルの点 エ クから真方位16度1,080メートルの点 オ キ(基点第57号から真方位37度30分500メートルの点)とエとを結ぶ直線上キから150メートルの点	同上	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	上北郡野辺地町字馬門	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② イ、ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。 また、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第121号	野辺地町漁業協同組合	上北郡野辺地町字野辺地地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第125号(野辺地漁港北防波堤に接する護岸の西角)から真方位297度30分550メートル(消波堤陸側の西端)の点 イ アから真方位190度170メートルの点 ウ エから真方位190度170メートルの点 エ 基点西区第125号から真方位314度30分290メートル(消波堤陸側の東端)の点	同上	ほたてがい、とげりがい・とげり垂下式養殖業、わかめ・こんぶ乾燥式養殖業	1月1日から12月31日まで(とげりがい以外) 1月1日から6月30日まで(とげりがいに)	同上	団体	上北郡野辺地町	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
西区第122号	野辺地町漁業協同組合	上北郡野辺地町字有戸地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第126号(上北郡野辺地町字有戸、千早横川左岸に設置した標柱)から真方位341度30分7,940メートルの点 イ 基点第58号(上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱)から真方位293度30分5,070メートルの点 ウ 基点第58号から真方位293度30分2,350メートルの点 エ 上北郡野辺地町字有戸、有戸川左岸に設置した標柱から真方位325度30分3,040メートルの点 オ 基点西区第126号から真方位296度33分2,890メートルの点	同上	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	上北郡野辺地町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② ア、イ及びオの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及びオの各点にレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。 また、アとオとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第123号	横浜町漁業協同組合	上北郡横浜町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア サ(上北郡横浜町字吹越、大沼地先に設置した標柱)から真方位272度30分5,400メートルの点 イ 基点西区第127号(上北郡横浜町字百目木、千ノ沢川左岸に設置した標柱)から真方位272度30分5,400メートルの点 ウ シ(上北郡横浜町字横浜、三保川右岸漁港防波堤基部)から真方位268度5,000メートルの点 エ ソ(基点第59号(上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱)から真方位277度30分5,700メートルの点)とエとを結ぶ直線上エから160メートルの点 オ セ(基点第59号から真方位277度30分3,700メートルの点)とエとを結ぶ直線上セから16メートルの点 カ ス(上北郡横浜町字磯沢、磯沢川左岸に設置した標柱)から真方位266度3,800メートルの点 キ スから真方位266度3,300メートルの点 ク シから真方位266度1,840メートルの点 ケ 基点西区第127号から真方位272度30分2,250メートルの点 コ サから真方位272度30分2,400メートルの点	同上	ほたてがい・垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	上北郡横浜町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② 甲(豊泉漁港西防波堤灯台台から真方位305度30分の線とクとキとを結ぶ直線との交点)と甲から真方位266度の線とどつとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。 ③ 沖側水路口の北側の点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びに沖側水路口の南側の点、ア及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第124号	むつ市漁業協同組合	むつ市大字中野沢、大字奥内及び大字田名部地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア ケ(基点第59号(上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱)から真方位277度30分8,000メートルの点)とエとを結ぶ直線上エから160メートルの点 イ 基点第60号(むつ市大字奥内と大字田名部との境の境川尻に設置した標柱)から真方位228度5,000メートルの点 ウ 基点第60号から真方位256度4,330メートルの点 エ 基点第61号(下北ふ頭南端)から真方位168度30分4,500メートルの点 オ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点 カ カ(基点第60号から真方位228度3,500メートルの点) キ 基点第60号から真方位228度2,200メートルの点 ク コ(基点第59号から真方位277度30分3,300メートルの点)とキとを結ぶ直線上コから160メートルの点	同上	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市大字町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ケ沢、大字奥内及び大字中野沢	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② アの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、及びウの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第125号	むつ市漁業協同組合	むつ市大字田名部地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第60号(むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱)から真方位228度1,800メートルの点 イ 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点 ウ 基点第61号(下北ふ頭南端)から真方位168度30分7,000メートルの点 エ 基点第61号から真方位168度30分4,500メートルの点 オ 基点第60号から真方位224度3,060メートルの点	同上	ほたてがい・垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、棚町、栗山町、横道町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金田、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、吉生町、松山町及び山田町	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
西区第126号	むつ市漁業協同組合	むつ市大湊上町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第130号(むつ市大湊上町、一本杉基部に設置した標柱)から真方位32度30分853メートルの点 イ 基点西区第130号から真方位42度30分905メートルの点 ウ 基点西区第130号から真方位57度30分575メートルの点 エ 基点西区第130号から真方位44度480メートルの点	同上	ほたてがい・垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市大字町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ケ沢、大字奥内及び大字中野沢	養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区(※)	条件
西区第127号	むつ市漁業協同組合	むつ市戸崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第131号(むつ市戸崎、標高1.2メートルの旧三角点から真方位90度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点から250メートル南側海浜に設置した標柱)から真方位90度30分550メートルの点 イ キ(基点西区第131号から300メートル南側の海浜に設置した標柱)から真方位90度30分800メートルの点 ウ 基点西区第132号(むつ市戸崎、航空自衛隊滑走台突端)から真方位95度30分2.040メートルの点 エ 基点西区第132号から真方位95度30分1.000メートルの点 オ キから真方位90度30分430メートルの点	同上	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊及び大字城ヶ沢	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② イ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第128号	むつ市漁業協同組合	むつ市大字城ヶ沢地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第132号(むつ市戸崎、航空自衛隊滑走台突端)から真方位132度2.270メートルの点 イ 基点西区第132号から真方位150度4.370メートルの点 ウ 基点第68号(むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱)から真方位157度30分5.340メートルの点 エ 基点第62号から真方位157度30分2.500メートルの点 オ アとカ(基点西区第132号から真方位169度30分1.380メートルの点)を結ぶ直線と基点西区第132号とイを結ぶ直線の交点	同上	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市大平町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大字城ヶ沢、大字大湊、川守町、宇田町及び旭町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② ウとオとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。 ③ イ及び沖側水路口の東側の点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第129号	川内町漁業協同組合	むつ市川内町川内地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第62号(むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱)から真方位157度30分5.340メートルの点 イ オ(基点西区第133号(むつ市川内町川内地先、川内川左岸に設置した標柱)から真方位172度30分9.920メートルの点)とアとを結ぶ直線上から300メートルの点 ウ カ(基点西区第133号から真方位172度30分3.600メートルの点)とエとを結ぶ直線上から300メートルの点 エ 基点第62号から真方位157度30分2.500メートルの点	同上	ほたてがい・あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市川内町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② アとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。 ③ 沖側水路口の西側の点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにイ及びウの各点には夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第130号	川内町漁業協同組合	むつ市川内町検川、宿野郡及び蛸崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第133号(むつ市川内町川内、川内川左岸に設置した標柱)から真方位172度30分5.800メートルの点 イ 基点第63号(むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱)から真方位168度30分5.800メートルの点 ウ 基点第63号から真方位168度30分1.550メートルの点 エ 基点西区第133号から真方位172度30分3.800メートルの点	同上	ほたてがい・あかがい・みねふじつほ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市川内町	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② イとウとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。 ③ ア、沖側水路口の東側の点及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第131号	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢赤坂、稲平、口広、小サ沢、鹿間平及び二又地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第63号(むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱)から真方位168度30分2.250メートルの点 イ アから真方位168度30分5.500メートルの点 ウ イとオ(基点西区第135号(むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端)から真方位154度30分2.800メートルの点)とを結ぶ直線上イから4.450メートルの点 エ ウから真方位348度30分2.250メートルの点	同上	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市脇野沢	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② イの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 ③ ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第132号	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢新井田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第136号(むつ市脇野沢瀬野川目、瀬野川右岸に設置した標柱)から真方位168度30分2.100メートルの点 イ アから真方位568度30分650メートルの点 ウ エから真方位568度30分650メートルの点 エ 基点西区第136号から真方位168度30分700メートルの点	同上	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市脇野沢	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② イ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第133号	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢蛸田地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第135号(むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端)から真方位200度1.400メートルの点 イ キ(むつ市脇野沢九股泊、芋田に設置した標柱)から真方位228度1.350メートルの点 ウ キから真方位275度650メートルの点 エ キから真方位172度30分350メートルの点 オ 基点西区第135号から真方位272度30分1.750メートルの点 カ 基点西区第135号から真方位227度500メートルの点	同上	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市脇野沢	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② ア及びイの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第134号	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢寄浪地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第138号(むつ市脇野沢寄浪、寄浪崎に設置した標柱)から真方位172度30分150メートルの点 イ 基点西区第138号から真方位172度30分250メートルの点 ウ イから真方位270度30分100メートルの点 エ アから真方位270度30分100メートルの点	同上	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市脇野沢	ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第135号	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢蛸田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第135号(むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端)から真方位228度30分1.700メートルの点 イ オ(むつ市脇野沢九股泊、芋田に設置した標柱)から真方位203度30分1.200メートルの点 ウ イから真方位196度550メートルの点 エ アから真方位196度550メートルの点	同上	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市脇野沢	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。
西区第136号	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢蛸田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第140号(むつ市脇野沢蛸田、蛸田川左岸に設置した標柱)から真方位172度30分300メートルの点 イ 基点西区第140号から真方位172度30分400メートルの点 ウ イから真方位267度30分100メートルの点 エ アから真方位267度30分100メートルの点	同上	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市脇野沢	ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第137号	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢九股泊地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第141号(むつ市脇野沢九股泊、芋田川左岸に設置した標柱)から真方位232度30分150メートルの点 イ オ(むつ市脇野沢九股泊、芋田に設置した標柱)から真方位232度30分350メートルの点 ウ イから真方位322度30分100メートルの点 エ アから真方位322度30分100メートルの点	同上	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市脇野沢	ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第138号	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢貝崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点西区第142号(むつ市脇野沢貝崎、貝崎川左岸に設置した標柱)から真方位207度30分150メートルの点 イ 基点西区第142号から真方位207度30分250メートルの点 ウ イから真方位117度30分100メートルの点 エ アから真方位117度30分100メートルの点	同上	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市脇野沢	ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
西区第139号	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢九股泊地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(むつ市脇野沢九股泊、芋田に設置した標柱)から真方位27度650メートルの点 イ オから真方位228度1.350メートルの点 ウ イから真方位300度1.000メートルの点 エ アから真方位300度1.000メートルの点	同上	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	同上	団体	むつ市脇野沢	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。 ② イ、ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。